

第九条第五十九号(三)を同号(四)とし、同号(二)を同号(三)とし、同号(三)の前に次のように加える。

(二) 第十五条第三項の規定による検体若しくは病原体の提出又は検体の採取の求め

第九条第七十五号の二を次のように改める。

七十五の四 薬事法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十六年厚生労働省令第八号 附則第九条第四項、第五項及び第七項の規定による変更の届出の受付

第九条第七十五号の三及び第七十五号の四を削る。

第九条第八十三号(一)中「劇」を「劇物」に改め、同条第八十九号中「第十六号(五)」の下に「、第十八号の三(二)」を加え、「第五十九号(五)、(七)、(九)、(十)から(三)まで、(四)、(四)及び(四)」を「第五十九号(六)、(七)、(九)、(十)、(十二)、(十三)、(十四)から(十五)まで、(十六)、(十六)及び(十六)」に改める。

第十三条ただし書中「第四号の二」を「第四号」に改め、同条第二号を削り、同条第二号の二を同条第二号とし、同条第二号の三中「新規就農者育成交付金事業実施要領」を「新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱」に、「事業計画」を「研修計画」に改め、同条を同条第二号の二とし、同条第二号の四中「米生産体制強化事業実施要領」を「経営体育成支援事業実施要綱」に、「事業計画の承認」を「経営体育成支援計画等の承認（畜産に関する事業に係るものを除く。）」に改め、同条第二号の三とし、同号の次に次の二号を加える。

二の四 担い手確保・経営強化支援事業実施要綱に基づく担い手確保・経営強化支援計画の承認（畜産に関する事業に係るものを除く。）

二の五 ひろしま農業創生事業実施要領に基づく事業計画の承認（園芸用農地確保支援事業に係るものに限る。）

第十三条第三号中「及びプロジェクト産地発展支援事業実施要領」を削り、同条第四号中「園地集積交付金事業及び園地再生整備支援事業実施要領」を「レモン団地基盤整備支援事業実施要領」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 レモンへの早期転換支援事業実施要領に基づく事業計画の承認

第十三条第七号(一)(5)及び同号(一)(6)を削り、同号(一)(7)を同号(一)(5)とし、同号(一)(5)の次に次のように加える。

(6) かんきつ産地競争力強化緊急対策事業費補助金

第十三条第七号(一)(8)を同号(一)(7)とし、同号(一)(7)の次に次のように加える。

(8) ひろしま農業創生事業費補助金（園芸用農地確保支援事業に係るものに限る。）
第十三条第七号(二)中「（担い手経営発展チャレンジ事業（認定農業者経営発展チャレンジタイプのうち、畜産に関する事業に係るものに限る。）及び」を削り、同号(三)中「、周年供給体制構築助成事業及び米供給体制強化事業」を「及び周年供給体制構築助成事業」に改め、同号(四)中「除き、広島かき生産出荷体制強化事業についてはかきの品質向上に資する施設整備に係るものに限る」を「除く」に改め、同条第十六号(四)中「広島県農業会議」を「農業委員会等に関する法律（昭和二十六年法律第八十八号）第四十三条第一項に規定する農業委

